

同爲眞

○本品に就ての要旨、 鴨池特産に關する一斑を示すにあり、

青森大林区署

◎品目、 青森ひのき(あすなろ)又はひば材、四方柱、柱、二方柱、柱、並柱、板子、敷居、鴨居、長押、四分板、七分板、鐵道枕木、磨き丸太、五厘柱(種板)、一分柱(同上)、二方柱(同上)、尺八柱(同上)、桶樺木、障子骨、漆器木地、樹皮、

○本品に就ての要旨、 青森ひのき材は管内特産の良材なるが故其品質の如何を示し併せて用途の幾部を示すにあり、

○産地、 陸奥國津輕郡奥内村字内島郡國有林内、

○資材、 四方柱、長押、四分板、七分板は目通徑二尺長十三間横斷約百九十年生の木より、板子、敷居、鴨居、枕木は目通徑一尺八寸長十一間横斷約百八十年のものより柱(二方柱)、同(並)、障子骨、五厘柱(五厘、一分、二分、尺八)、桶樺木、は目通徑一尺九寸長十一間横斷約百九十年のものより、磨き丸太は目通徑

青森大林区署

九

て青森停車場に達するを得運搬頗る便なり、

昔に本國有林のみに限らず凡そ管内の地勢は所謂大陸的なるが故山嶽反て峻嶮ならず河川亦た急湍ならず伐木流材共に大に便なり加之冬季は幾尺の積雪氷結して自然の滑道となり數百貫の巨材と雖も容易に雪車出しを爲し得べく且つ近來林道の開設河川の疎通工事着々其歩を進めれば山元土溝間の運搬は益々其便を加へ土場よりしては鐵道に依るも兼た船舶に依るも自由に向け先きへ輸送し得られて水陸共に甚だ便なり、

○林況、 内島郡國有林は天然林にして其入口附近に在りては樺等と混生し奥に越ひに從ひて美良なる純林となり老幼混生し總蓄積約五百四十万尺を下らず、抑々青森大林区署所管國有林の總面積は臺陸面にては約九十餘万町歩なれども從來の實測結果により推算するときは約四十六万町歩位いと見做し大差なかるべし其内青森ひのきの生立せる所は津輕半島に於ける諸國有林(青森、内島郡、野田、三厩、小泊、薄市、喜良市、飯詰等の各小林區部内)に於て鬱々たる美林を成し延びて中津輕郡湯口、南津輕郡藏館、上北部横濱、及び下北半島なる田名郡、川内、大畑、及び佐井等の各小林區部内に發生す而して右は何れも天然林にして津輕半島に在りては純林を成し其他に於ては樺、山毛櫸等と混生し總計約七萬六千餘町歩の面積を占め之が總蓄積は約五千四百萬尺を下らざる

青森大林区署

十一

なり、

○産額、管内に於ける青森ひのきは年伐總量約四十五萬尺を供給し得らるべし

○需用、三十二年度以降三ヶ年間に於て青森ひのき材の平均需用額は毎年十八萬尺にして需用地の範圍は逐年擴張して需用亦益々多きを加へ三十四年度の如きは北海道より高岡博多にまで及びて輸出總額約十三萬尺に上れり而して從來最も多額の需用地は函館及び東京にして加賀越中地方之に亞ぐ

○價格、大物上等品の山元相場は尺々貳圓内外にして並物は壹圓内外なり

○備考、青森ひのきは前記の通り各地の國有林に茂生すと雖も就中本品の産地たる内眞部國有林は最も美良なる林相を有し第五回内閣勸業博覽會に於ける林業館及び農業館の建築用材三千五百餘尺は實に本國有林所産の青森ひのき材なり

◎品目、青森ひのき古材塀の笠木、門柱、門控柱、同袖柱、舟板、鐵道枕木、杭木、鐵道古枕木栗材、

○本品に就ての要旨、本品は青森ひのき材が、水中、土中、又は空氣中に在りて能く久しきに堪へ水邊雨露に對する抵抗力は他の樹種に比して最も強大なる事實を示すものなり、

○備考、本品は各基附札に詳記せる如く文政四年に舊南部藩主の命によりて建造

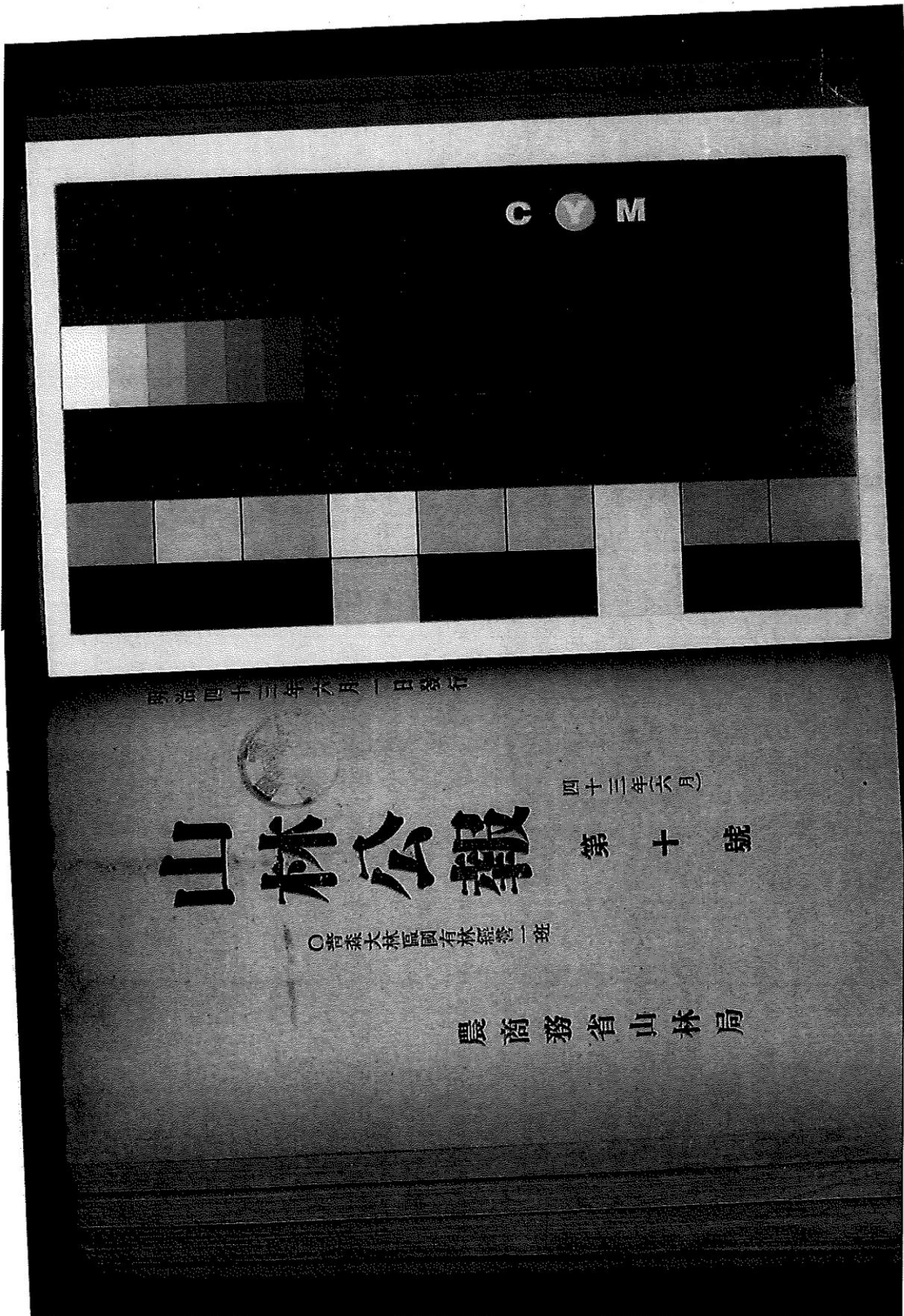
せられたる本陣の用材、同しく文政四年に建造せられたる舊松前侯本陣の用材にして何れも爾來年を経ること實に入十三年間の久しきに亘り風雨に曝されたるもの、文政三年に管内下北郡佐井村に於て造りたる十人乗辨財船(春日丸)の破片にして實に入十四年間海水中に在りたるもの、今を距る四十五年前の建設に係る管内東津輕郡三厩村海濱浪除け臺の杭木、及び明治二十三年四月敷設し同三十五年七月取外し遂に十二年間使用せられたる日本鐵道線野内浦町の兩驛間堤川橋梁用枕木、明治二十一年六月布設し同三十五年七月取外し實に十四年間使用せられたる同鐵道線小湊驛構内本線用前枕木、並びに比較品として明治二十七年六月に敷設し同三十五年七月に取外し其間僅に入九年に過ぎざる同鐵道線青森構内貨物線栗材並枕木等にして鐵道枕木として最も常用せらるる、栗材に比し如何に青森ひのき材が優れるか船材として杭木として建築料として如何に青森ひのき材が久しきに堪ふるかを知らるに便なるべし

◎品目、經木各種

○本品に就ての要旨、眞田材料の經木として青森ひのき材及びとら材の品質及び色澤等を示すものなり、

○製作、經木の種類は殆んど百種にも上り之が製作方一様ならざるも要するに原木は普通長一尺二寸乃至二尺幅二寸乃至四寸に小切り之を鋸にて削り製す

【国立国会図書館所蔵】



第二節 林況概況

管内国有林ノ大部分ハ潤葉樹天然林ニシテ其一部ニ於テ羅漢柏赤松杉等ノ針葉樹天然林ヲ見ル即チ青森縣津軽半島斗南半島大鰐灣口方面東嶺方面及岩手縣早池峯園地五葉山園地ノ羅漢柏天然林岩手縣沼宮内園地水澤一ノ園地古方面ノ赤松林並ニ青森縣雄ヶ岡方面岩手縣春石方面ノ杉林等ハ其ノ主ナルモノニシテ羅漢柏林ハ針葉樹林中ノ主要ナル位置ヲ占ム他人工ニ成ル針葉樹林又少クラスト雖モ未タ利用ノ時機ニ達セラルモ稀ナリ

今之等ノ森林ニ就テ林況ノ概要ヲ述ベンニ

一、津軽半島羅漢柏天然林

本州ノ北端津軽半島ノ内其ノ西ニ位スルモノハ即チ津軽半島ニシテ其ノ脊梁山岳部ヲ構成セル地積ハ頗シト園地ニ屬シ(内其部、野田、野川、小泊、中里、岩手市ノ六小林区等所管)東西四里南北十有五里ニシテ面積七萬三千六百九十九町歩ヲ有シ其ノ大部分ハ羅漢柏純林又ハ羅漢柏雜ノ混生林ノ占ムル所タリ其面積雜混林二千七百七十三萬餘尺ハ潤葉樹二千六百三十七萬餘尺ニ達スルニシテ樹齡多クハ百年以上二百年ノ間ニアリ伸長優秀長幹林立數里ニ達スルニシテ一段林内ニ連ハンカ表層ハ暗ク幽壯茂盛ノ氣自ラ身邊ニ迫リ輝ク天然ノ美觀化ノ大ヲ歎美セズンハ非アルナリ且ナル世人民ニ本邦三大美林ノ一トシテ之ヲ推稱セラル

二、斗南半島トハ天然林

図根灣ヲ擁シテ東方ニ津軽半島ト相背スルモノヲ斗南半島ト稱ス此ノ方面亦其ノ山岳地ノ大部ハ園地ニ屬シ面積九萬二千九百十六町歩ヲ有シ二個ノ大園地ヨリ成レリ即チ本半島ノ北部恐山ヲ中心トスル恐山園地在リ(大畑、川内二小林区等所管)及半島南部ニ位スル吹越園地(羅漢小林区等所管)

ニシテ其面積トハ一千四百七十四萬餘尺ハ潤葉樹一千七百四十七萬餘尺ヲ有シ津軽半島ニ比シテハ潤葉樹ノ混生相多キヲ以テ數分外見ノ美ヲ發シト雖モ美木良材ノ多額ヲ産シ亦偉大ナル森林タルヲ失ヘス林勢津軽方面ト伯仲セリト雖モ比較的少壯林木多キヲ占ムルヲ以テ將來ニ於ケル林況ノ美ハ更ニ一層ノ見ルヘキモノアラン混生潤葉樹ハブナ類最モ多クナラ類カヘテ類トケ、カワラ等之ニ次キ樹幹長大良材種ヲ多シ

三、大鰐灣口方面トハ天然林

本園地ハ中津南津輕郡ニ跨リ秋田縣ニ接シテ一園地ヲナセリ(大鰐、鰐口兩小林区等所管)面積一萬八千餘町歩針葉樹五百二十六萬餘尺ハ潤葉樹百五十五萬餘尺ヲ有シ其東部大鰐第一事業區ニ於テハ院ヶ岡第一事業區杉類純林ニ接續スル園地トシテ混生多キモノ帯ニ潤葉樹種ヲ少ク其ノ林況津軽半島ニ相麗ラケル美林ヲナセリ

四、東嶺方面トハ天然林

青森市ノ東方ニ位スルヲ東嶺事業區アリ(青森小林区等所管)本事業區中又ハハ林少カラシ面積約二千餘町歩面積七十六萬餘尺ヲ有シ殊ニ根井川(野内村大字久栗坂ニ於テ海ニ注ク)流域ノ西半ノ如キハ一帯ナル單純林ニシテ潤葉樹ハ殆ト其ノ蹤跡ヲ止ムルニ遇ケル美林ナリ林齡其他ノ園地係ハ津軽半島ト大差ナシ

五、早池峯園地トハ天然林

盛岡市ヲ去ル東方十里程早池峯山北麓ヲ師リ其ノ神威ヲ崇フスルモノハ即チ本林ニシテ盛岡名古ノ兩小林区ニ跨リ生立面積三千百餘町歩針葉樹面積百三十一萬餘尺ヲ有シ樹齡多ク米母ノ混生ハルモノアルモ大部分ハトハ立木ニシテ混生北部ニ屬シ比較的茂密ノ地ナルヲ以テ其ノ生育關係ニ於テハ津

森林構成群ヲ基礎トスル

ひば天然林ノ施業法

青 森 營 林 局

昭和 10 年 9 月

ニ此處デ御話スル林冠群ノ移相ニ關聯スル基本的施業法ノ殆ソド全テノ場合ガ生ズルノデアリマス。然シ斯ル林地ノミデハ非常ニ苦心ガ多ク又或意味ニ於テ興味ガ尠イコト、思ヒマシタノデ、第二實習區^①ヲ設ケテ置キマシタ。此ノ第二實習區ハ地形林況略一様ノ緩斜地デ、津輕半島ニ比較的の多ク見ラル、I A₃₂ノ集合體、即チひばノ單純老齡一齊林ト稱セラル、林分デアツテ、ha當リ蓄積約1,000m³ヲ有スル極メテ變化ノ少イ立派ナ山デアリマスカラ施業法モ單純デアリ、又地床植物モ少數デアルタメニ林内ニ入ルト一種爽快ノ感ガ湧クノデアリマス。

尙附加ヘテ申上ゲテ置キマスガ、今回ノ開催地ノ宿泊所ハ我々森林官ニ相應シイ純然タル山小屋デアツテ、極メテ素朴ナ設備デアリマス。コレハ堀江内眞部營林署長初メ署員各位ノ御盡力ニ依ツテ、大分手入テシテ綺麗ニナリマシテ、馬小屋ヲ改造シタ宿舍ノ如キモ見違エルヤウニ立派ニハナリマシタガ、或ハ各位ノ豫想サル、處ヨリ以下ノモノデアルカモ知レマセン。此點ハ豫メ御諒承願ヒ度イト存シマス。

第一 前 論

① 森林觀察ノ重點——此ノ施業法ヲ述ベル順序トシテ、先ヅ森林施業ノ對象物タル現實林ヲ觀察スルニ當ツテ着眼スベキ重要ナル三點ニ就テ、簡明ニ字句ノ解説ヲ致シテオキマス。

即チ其ノ三點トハ、現實林ノ成立、構造及ビ將來ノ變移ヲ指スノデアリマシテ、之等ガ完全ニ判明スレバ、森林所有者ノ經

① [附表第八第九] 參照

森林構成群ヲ基礎トスル

ひば天然林ノ施業法

青 森 營 林 局

昭和 10 年 9 月

群ヲ構成スル植物種類 s 中ノ優占種 d.s.ヲ以テ群種ノ代表名トシ其ノ被度 d% 疎密度 (個體密度) f% 高サノ範圍 h_{om}ヲ記載シ伴生種ヲ列記ス

伴生種 s.s.ニツキテハ必要程度ニ應ジ種類及記載事項ヲ適宜取捨ス

例

s	d %	f %	h cm
d. s. ひ ば	80	90	30 — 50
s. s. ぶ な	30	5	10
" な ら	20	2	10
" く ろ も じ	30	1	80 — 100
" か ん す げ	20	1	
" みやまかたばみ	10	1	

二 林冠群ノ種類及記載法

種	類	記 載 法	摘 要
單 純 群	ひ ば	群	I A 1 2 3 A' // // // B // // // B' // // // C // // //
		單木	
	潤葉樹	群	
		單木	
混淆群	ひば・潤葉樹	群	II

1, 2, 3ハ群ヲ構成スル林木ノ徑級ヲ表ハス

徑級區分ノ標準ハ次表ニ依ル

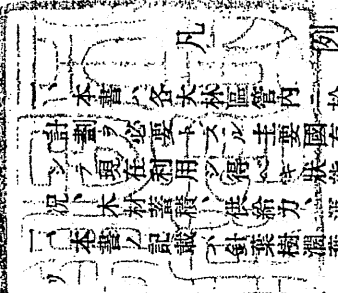
徑 級	ひ ば cm	潤葉樹 cm	樹 高 m	摘 要
小 徑 級	1 6 — 20	6 — 24	3 — 12	樹高ハ參考トシテ人體ノ標準ヲ示セルモノナリ
中 徑 級	2 22 — 50	26 — 54	13 — 21	
大 徑 級	3 52 以上	56 以上	22 以上	

備 考

1 IICノ徑級ノ表示ハ潤葉樹ヲ以テシ其ノ群内ニアルひばノ徑級ハ括弧

97-457

大林区署所管國有林ノ主要樹木



本書は各大林區管内に於て現ニ立木拂下若クハ官行斫伐ヲ行ヒ又ハ將來利用ノ計劃ヲ必要トスル主要國有林ニ於ケル用材其他工藝原料ニ供シ得ベキ重要樹種ニシテ現在利用シ得ベキ状態ニ在ル森林ニ就キ所管各大林區署ニ於テ調査シタル森林ノ木材蓄積、採給力、運搬ノ關係及利用ノ狀況等ヲ總括列記シタルモノナリ

本書ノ記載ハ針葉樹、闊葉樹ノ二部ニ分テ各々蓄積量ノ多キ樹種ヨリ漸次掲記セ

一、説明事項ハ大體ニ於テ當該樹種一般分布生立ノ状態國有林ノ位置及ヒ所管大小林区所管小林区名及位置ハ林況、蓄積、年伐量、運搬ノ關係、利用ノ狀況ノ各項ニ分テ列記セリ

一、木材蓄積量ハ前掲ノ如ク現在利用シ得ベキ林木ノ材積ノミヲ調査計上シタルモノニシテ未成熟ノ林木材積ハ之ニ包含セザルナリ若シ其未成熟林木ノ材積ヲモ併算シタル即チ全林ノ蓄積量ニ至リテハ更ニ幾分ヲ増加シ又ハ倍蕪スルニ至ルベキ

農商務省出務局 高橋

純林ニモ此他多クノ國有林ニ天然林又ハ人工林多シ

林況 秋田ノ矢立山仁鶴山及下長木澤國有林ハ何レモ原生林ニシテ林木ノ平均年齢百五十年直徑一尺八寸高十八間枝下長ク幹形通直ナリ羽根山及ヒ男鹿山國有林モ天然林ニシテ羽根山ハ林齡百四十年男鹿山ハ百五十年ノ平均數ヲ有シ樹幹通直ニシテ直徑一尺七寸樹高十八間何レモ純林ニシテ到處雜木ヲ交ヘズ斷々トシテ鬱然豐尚闊キヲ覺ユ秋田森林ノ美ハ實ニ天下ノ冠タル所ニシテ就中米代川流域ヲ以テ最トス陸前玉造那荒雄嶽ハぶなト混淆群生ス而シテ平均直徑一尺八寸全長十五間土佐安藝郡山掛ヶ窪山、赤檜會山、魚梁瀬山國有林ハつが、もみ、雑木林中ニ混生ス日向ノ小松原山國有林ハもみ、つが雜木ノ混淆林中ニ塊狀ヲナシテ生立ス大隈ノ宮浦嶽國有林ハもみ、つが雜木ト混生ス

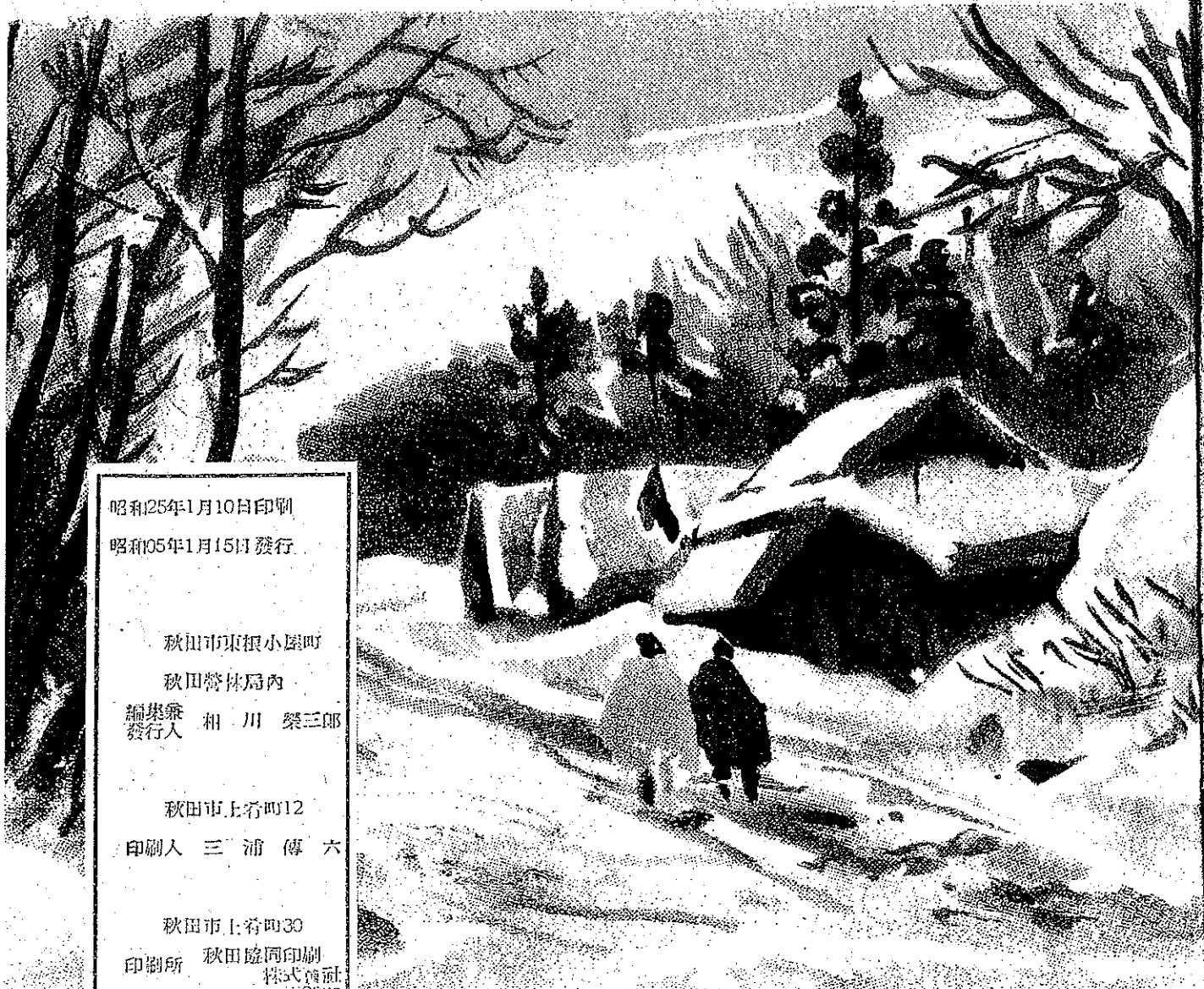
蓄積 蓄積ノ最モ多キハ秋田管内ノ國有林ニシテ矢立山ハ二百萬^{年伐}下長木澤ハ一千一百万^{年伐}羽根山ハ四百萬^{年伐}仁鶴山ハ八百萬^{年伐}男鹿山ハ二百萬^{年伐}陸前宮城管内ノ荒雄嶽ハ三十三萬七千^{年伐}ヲ有ス此他各大林区署管内ニ十萬以上ノ蓄積ヲ有スル國有林多ク全國有林ノ蓄積ハ六千四百餘萬ヲ以テ算セラレ

運搬關係 矢立山上長木澤羽根山仁鶴山ハ何レモ米代川ヲ後流シテ能代港ニ致シ又一面ニハ鐵道奥羽北線ニヨリ各地ノ市場ニ輸送スルコトヲ得木材搬出ニハ水陸共ニ

至便ナリ男鹿山ハ船川港ニ出ス荒雄嶽ハ山元ヨリ古川町迄水路拾里餘荒雄川ヲ後流シ古川町ヨリ小牛田驛ニ搬出ス山掛ヶ窪山赤檜會山魚梁瀬山ハ馬路小林區部内ニ屬スル安田川上流方面ハ三十丁以內ノ木馬道ヲ設ケ五里乃至七里ノ車馬道ニ連續シテ安田港ニ出シ奈半川上流方面ハ一里内外ノ木馬道ヲ設ケ堰流管流ニヨリ奈半利港ニ搬出ス又奈半利小林區部内ニ屬スル野川山須川山方面約二千町歩ハ二里内外ニシテ木馬道或ハ車道ニヨリ直ニ奈半利港ニ搬出ス其他ノ方面ハ一里内外ノ木馬道ニヨリ奈半利川ニ出シ水陸三里乃至五里ノ間管流シテ奈半港ニ出ス小松原山ハ山元ヨリ四里乃至九里牛曳修羅又ハ河水ヲ利用シテ油津港ニ出ス

利用ノ狀況 青森ノ秋田ニ接スル矢立附近ノ國有林ニ於テハ去ル明治三十六年ヨリ官行事業ヲ以テハト共ニ斫伐シ丸太ニ造材シ秋田ノ米代川流域ニ屬スル國有林ニシテ最モ著名ナル下長木澤國有林ニ於テモ去ル三十六年ヨリ官行斫伐ヲ行ヒ毎年拾三萬乃至廿萬尺ベラ丸太及寸甫ニ造材シ高知ノ魚梁瀬國有林ニ於テハ去三十八年ヨリ同ク官行ニテ他ノ樹種ヒのき、もみ、つがト共ニ斫伐シ丸太ニ造材シ供給シテアリテ其年伐量少テカラズ又青森大林區署所管青森製材所ニ於テハ青森及ヒ秋田産ノヒバ及杉ヲ各種ノ板類及ヒ角材ニ製材シ其生産年額約十二萬尺ベ以上トス秋田ノ大館驛附近ニ於テ秋田大林區署ハ著名ナル秋田森林利用發展ノタメ全ヤ製材所ヲ

蒼 林



昭和25年1月10日印刷
 昭和05年1月15日發行

秋田市東根小屋町
 秋田營林局内
 編集兼 相 川 榮三郎
 發行人

秋田市上谷町12
 印刷人 三 浦 傳 六

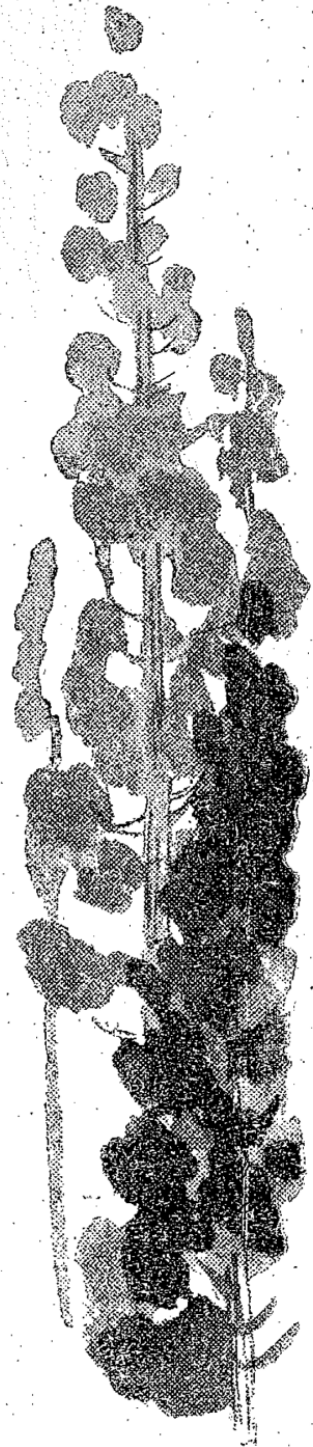
秋田市上谷町30
 印刷所 秋田協同印刷
 株式會社
 〒2008
 2102
 2509

秋田市東根小屋町
 發行所 秋田營林局
 〒3821-3

秋 田 營 林 局 報

1

秋田杉林の由来



大内晃

木曾のヒノキ林、青森のヒバ林と共に我が國三大美林の一つとして名聲のある秋田の杉林は、秋田縣の北部を流れる米代川の流域を中心として、約十萬町歩に亘つて繁茂している樹令二〇〇年前後の杉を主とする天然生林であります。其の蓄積は、戦時中から戦後にかけての増伐によつてかなり少くなつたといふもの、今なお天然生の杉だけで約五〇〇〇萬石あつて、年々二〇〇萬石位が伐採され、大部分は良質の板、所謂秋田の四分板として東京を始め全国各地に移出され、戦後の復興に大きな役割を果しつゝ、あるのであります。この様に私共が多木の恩恵を受けている杉の美林がどの様にしてできたか、即ち徳川時代にはどんな林相で、それがどのようにに伐採され、更新され、育成されてきたかを舊記によつて述べてみます。

徳川時代の初めに佐竹氏が水戸から秋田に移封になつた頃、即ち今から三五〇年前頃は人口も少く、森林の利用が余り進んでいなかつたので、原生林のような林相の所が多く、杉の大きさはなかつたが、今見るような杉の純林は少く、大部分は潤葉樹と杉との混交林で、杉の混生歩合は比較的少かつたようであります。

このような林に對して、佐竹藩は直營で伐採を始めたのでありますが、當初から森林の保護管理にはかなりの努力を拂つた模様で、例へば當時の家老澁江政光は、「國の寶は山なり、然れども伐り盡すときは用に立たず、盡さざる以前に備えを立つべし、山の衰は即ち國の衰なり」と云つております。併し藩の財政が漸次窮乏してくるにつれ、財源を森林に求める必要に迫られると共に、當時盛大を極めてきた阿仁銅山の用材の需要が巨額に上つたため、かなり無理な伐採が行はれるようになりました。

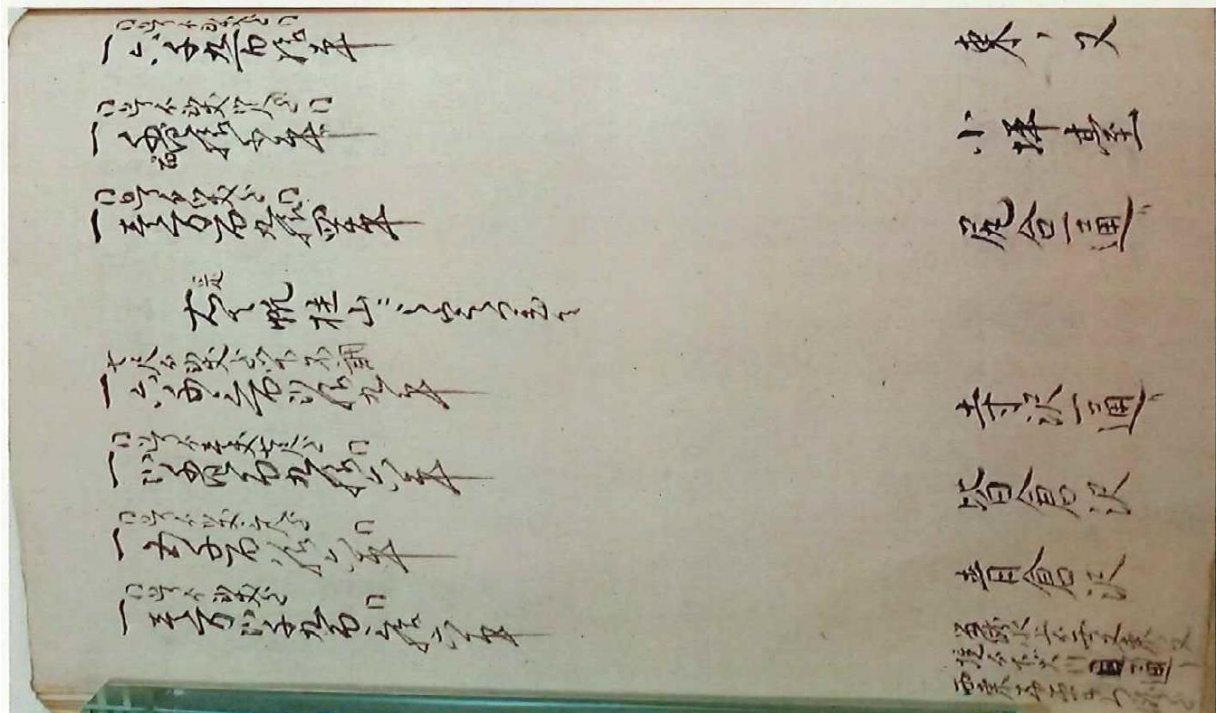
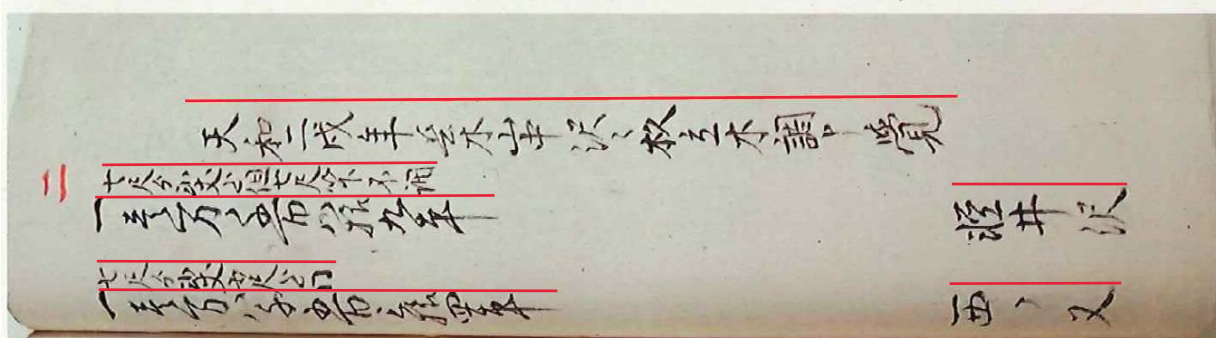
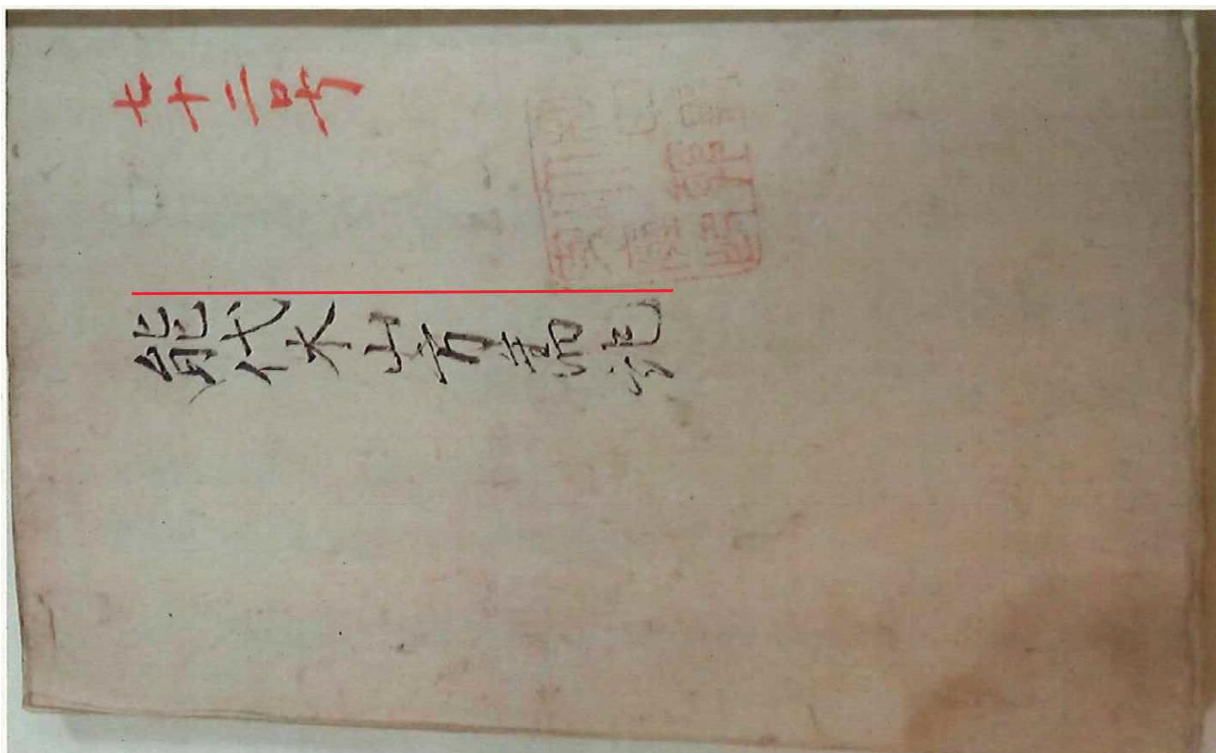
佐竹藩の伐木の最盛期は、一、六七七年(延寶五年)長木澤の伐木を開始してから約三〇年間で、その間の年伐採量は最大六〇萬石、平均五〇萬石程度と推察され、大部分は保太木(長さ七尺の太丸太を四個乃至八個に密柑割した)として利用されました。伐採最盛期には此の保太木が年に約二〇萬挺も生産され、其の内約一〇萬挺は能代港より船で大阪に積出されて銀千貫を得たといふ記録があります。

當時の林ではこのような大量の伐採が長続きしないのは當然で一、七一〇年(正徳元年)頃には杉材の欠乏が著しくなり、一、七七九年(安永八年)には遂に保太木の輸出ができなくなつてしまいました。一、八〇〇年から一、八二〇年頃(文化、文政時代)になると、杉の大材は全山殆ど伐り盡し、保太木は元よりのこと、地元住民の生活上必要な小羽さきも不足勝となつて、遂には海拔一千米附近にあるアヲモリトドマツから小羽を取らうとしたことさえある位になりました。約一〇〇年間このような極端な増伐が行はれたのでありますが、併し伐採の方法は杉が欠乏してくるにつれてかなり進歩した計畫的伐採の方法がとられるようになりました。即ち藩直轄の山(御直山)を伐採制限の必要度に應じて御留山と平山とに區分し、更に一度伐採された部分に休養の期間を置いて林相の恢復を圖り、併せて濫伐を防ぐために番山線と稱し、林の部分部分によつて伐採の順番を定め、大体三〇年毎に伐採を繰返すようにしたのであります。即ち今の林業用語で云へば、回歸年三〇年の擇伐作業を行つたのであります。藩の財政等の關係で、伐採量が成長量よりも多くならざるを得なかつたために、二回三回と伐採を繰り返す中に、遂には中徑木以上の杉が殆ど伐り盡されて了つたわけであります。併しこのような計畫的な伐採をやつたことが、今日の美林をもたらしたとも云えるのであります。

杉と混交する潤葉樹も、需要が増加したこと、特に銅山の精練用の燃料が莫大であつたこと、即ち一、七九〇年

頃には阿仁銅山だけで年々薪四、〇〇〇棚、炭一〇〇萬貫を消費したことにより、杉と略々時を同じくして減少し杉も潤葉樹も極度に欠乏してきたので、佐竹藩では林政改革を行い、一、八一〇年(文化七年)にはそれまで一時那奉行にまかせていた山林の管理を木山方に統一して山林の保護管理に全力をあげました。其の効があつて、一、八三〇年頃(天保年代)には、伐り盡して柴山同然と稱された所には漸次杉が成林し始め、面目を一新してきたのであります。かの有名な賀藤景林が佐竹藩の林政に力を盡したのは此の頃のこと、彼は一、八〇五年(文化二年)木山方に就任してより三〇年間此の職にあつて偉大なる功績をあげたのであります。現在の美林は大凡以上述べたような徑路を辿つて成林したのであります。明治時代の初期にはなお大徑木が少く、大部分は直徑一尺以下で、現在見るように直徑二尺以上の大木が過半を占めるようになったのは大正時代になつてからのことであり、従つて明治以降國有林になつてからの保護管理の効果も又見逃すことのできない所であり、現在の杉の樹令は大部が一五〇年から二五〇年の間で一、七〇〇年から一、八〇〇年即ち元祿から享和にかけて更新されたものと推定されますが、前に述べたように丁度其の頃は増伐に増伐を重ねた時代に相當するわけであり、併しここで不思議に思われることは、杉の天然更新といふものは、今やつてゐる擇伐作業の経験からしても、非常に難しいものであるにも拘らず僅か一〇〇年位の間に一〇萬町歩に達する廣大な林が略々時を同じくして更新されたと云ふ事實であります。此のことは今でも一つの大きな謎になつておりますが、恐らくは其の頃新たに杉が生えたといふよりも、前から林内にあつた日蔭に對して非常に抵抗力の強い伏條と稱する灌木狀の杉が、上木の伐採に伴つて伸び始めたのが多いのではないかと想像されます。今でも、徳川時代の初期の頃の林相に近いと思はれる、潤葉樹の混交の多い林には、林内に此の伏條が生えている所が多いことからしてもこう考へるのが穩當であらうかと思はれます。

其は兎も角として、今私共に大きな恩恵をもたらしている杉の美林が過去數百年の長きに亘る先人の努力によつて作りあげられたものであるといふことを深く認識し、其の利用に當つては秋田杉の眞價を充分に發揮するよりに努め、更にあつぎとなる杉の育成に萬全を盡さなければならぬと思ふのであります。



大正十三年
三月十日
九色部

小波

大正十三年
三月十日
九色部

大正十三年
三月十日
九色部

大正十三年
三月十日
九色部

交抱

大正十三年
三月十日
九色部

植

大正十三年
三月十日
九色部

加

大正十三年
三月十日
九色部

深

九色部

大正十三年
三月十日
九色部

外

秋田県林業史

上 卷

表25 天和2年長木沢立木調

地域	木のまわり	立木数(本)	備考
軽井沢	7尺~2丈	11,189	帆柱用
西ノ又	"~2.5丈	18,534	
東ノ又	"~2丈	6,910	
小坪台	"~"	1,045	
尻合一通り	"~"	10,194	
寺沢一通り	"~"	6,329	
皆倉沢	"~1.7丈	2,496	
青倉沢	"~2.3丈	5,186	
留滝水上より	"~2丈	12,936	
小滝沢	"~2.4丈	21,032	
さっ滝より下	"~2.1丈	8,073	木筋中
支根刈沢	"~2丈	32,199	木筋下
樋打沢	"~1.5丈	480	木筋中
かくら沢	"~"	348	
深沢	"~2.5丈	6,754	
(計)		143,805	
このほか、杉立枯 677本			
杉寝木 425本			
杉風返り 19本			
赤松立木 405本			

注 1. 「天和2戌年、長木山中沢々杉立木調申
覚」(「能代木山方旧記」)による。
2. 立木数の合計は100本誤差がある。

昭和四十八年三月三十一日 発行
昭和五十九年五月三十一日 再刊

秋田県林業史 上巻

編 集 秋 田 県
発 行 秋 田 県

再 刊 秋田県地方林政技術者懇談会

印刷者 秋田市旭北錦町三ノ五〇
株式会社 三戸印刷所

II. 國有秋田スギ林の概要

秋田の林業の主眼をなすものは國有林であつて、秋田の林業及び木材業を一手に引受けていたといつて過言ではない。しかし國有林の主眼をなすものは北秋地帯のスギ天然生林であるから以下この國有天然生林を主として國有秋田スギ林の概要を記すこととする。

2. 秋田スギ天然生林の成立

秋田スギ林の成立については、従來種々の説があつたが、かく問題となつたのは、稚樹の發生が極めて困難であること、樹齡が概して一齊であること、單位面積當りの立木本數が比較的多いこと等にあるようである。

本多勲六博士はかつてスギの稚樹はスギ林内に發生することが少く、壯齡の既葉樹林内に存在することからスギの稚樹は既葉樹林内に發生して、往時既葉樹を自由に伐採せしめることによつて今日のスギ林が成立したものとされたが、この既葉樹林内の稚樹の樹齡を調査すると、既葉樹と同齡か又は大差ないのが普通なので、スギの稚樹は既葉樹の下に發生するものではないことが立證されている。

戸澤又次郎博士は、森林火災跡地に火田によるスギ林の成立説を唱えた。これは現にスギ稚樹の發生するのは火災跡地又は火田跡に多いことを調査して、昔時火田火災の多かつたことを想像して立案したものであつた。實際火災火田跡地に屢々スギ稚樹の發生良好なる場所がある。然し山火事にあへば中徑木以下のスギは被害を受けほとんど絶滅してしまふことがある。更に佐竹藩の森林に對する保護取締りは嚴重であつたので、山火事は極めて少かつたと想像される。更に林業の記録は大體完備せられてゐるのにも拘らず火災に就いての記事は極めて少ない。そして火災によつて成林したといふ記事もない。文化文政の林政家賀藤景林(1767~1834年)の著述の山林盛衰大風考によれば、全管内のスギ林の衰頹の經過を各地別に述べてあるが、その原因は盜伐及び巡伐であつて主要なる現任の國有林については山火事の記録がない。現在 220年前後の森林の成立原因が火災であるとするれば、實に當時の住民の大問題であつて當然事實にのる筈である。また如何にしてかゝる大山火事がほとんど時を同じくして停止せしむることが出来たかも疑問である。

岩崎直人博士は以上の二説をそれぞれ現實にあわざるものとして、古文書の研究特に林政史の研究と現葉林分の分析とから現在のスギ林には稚樹樹のないこと、年齡に大差がないこと、比較的密立すること、林木は群狀に成立していること、伏條、立條による成立立木が多いこと、比較的幼齡林分には實生稚樹よりも伏條稚樹がはるかに多いこと等からして、秋田の現在のスギ老齡林の成立は、伏條によつて繁殖したものである。

佐藤彌太郎監修

スギの研究

佐藤彌太郎	山本吉之助
西木省吾	山内敏郎
高橋三郎	中馬 俊
外山三郎	杉村 一
上田一郎	杉本 一
松島良雄	津本 一
山崎次男	津本 一
津田敏郎	中村信之
柴田信男	高野三郎
寺崎正三	三宅 豊
岡崎文彬	柳田 一
田中清次	(日本林業)

— 1950 —

東京・書肆

株式會社

養賢堂發行

秋田のスギ林業

三宅 豊・寺崎 康正

目次
1. 秋田林業の概要
II. 國有秋田スギ林の概要
1. スギ天然生林の分布
2. 秋田スギ天然生林の成立
3. 天然生スギ林の林相
4. 經營計畫について
III. 民有スギ林
1. 山本郡岩川村の天然生林の取扱
2. 民有スギ遊林地の林業
参考文献

(556)

あるとした。勿論種子により新に發生したものもあるが、これ等もや、成長すれば多数の立條、伏條を生ずるを以つて、全部抜條によつて成立したものといつても大過ないと言ひ、この現象を助成したものは、火災に對する防禦を嚴にしたことと、廣葉樹を甚だしく伐採したことにある。なお又現にスギの年齢の大差ないのは、播種の結果であるが、廣葉樹を伐採した爲に多數のスギが一時に成立し成長を開始したことに因るものであると結論付けている。今日ではこの岩崎直人氏の説が妥當とされている。

佐竹氏が秋田に入國の當時の林相は、スギの比較的疎生した針葉混交林分であつたと推定される。一例として長木澤國有林の、天和2年(1682)の調査によると周圍7~25 尺までのスギは143,367本であつて、これを現在の國有林面積によつて考へて見ると直徑68 cm 以上のスギは僅かに1 ha 當り34本程度であることになり、現狀から見れば極めて疎立した林分であつたことになる。

秋田のスギ林の成立と更新についての岩崎直人博士の論文によると、前記のような最も美林とされた所でも非常に疎立林分であつた點からもそれ以外の林分は推して知るべきであつたが、佐竹氏が當地方へ左遷されて藩の財政が窮乏していたこともあり入國以來約35年でスギの亂伐、盜伐のために「青木なくなり申候」というような記録を出さざるを得ないことになつた。この衰退した森林を大英斷を以つて林政の改革により恢復した賀藤景林、景琴父子の努力は著しいものがあつた。この林政の改革と經營案の合理化とによりスギを保育、育成し、莫大な薪炭材の供給を確保するために偉大な努力をし、百姓一般住民の生活を安定し、製炭樹は上述の薪材として莫大な量を各地の鑛山用に伐採搬出したので發存されたスギは今日の美林を呈するに至つたのである。

賀藤景林の林政の改革と生態學的な觀察により自然力をよく利用した植業法とは實に後世の我々は特筆大書して感謝しなければならぬ。

昭和二十五年十一月十日 第一版印刷
昭和二十五年十一月十五日 第一版發行

スギの研究
著作權所有
定價金 700 圓

著者 佐藤彌太郎

發行所 東京都文京區森川町七〇番地
株式會社 養賢堂

代表者 及川伍三治

印刷者 東京都練馬區練馬南町一ノ三五三二
平尾秀吉

印刷所 東京都練馬區練馬南町一ノ三五三二
新日本印刷株式會社

東京都文京區森川町七〇番地
發行所 株式會社 養賢堂

資料はすべて著作権者の了承を得て掲載しておりますので、無断転載を禁じます。